

# 業務再点検結果報告

部署名	人事課
部署の業務内容	職員の任免、分限、懲戒その他人事、人事記録、表彰及び叙位・勲章、級別定数、給与決定、諸手当及び退職手当、服務、身分の保障、教養及び訓練、職員の組織する団体に関する事務

## 1. 基本的視点に関する点検

		項 目	対応	点 検 結 果 の 概 要
基本的な視点	総論	①消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	<p>多様な国民各層から苦情や問い合わせ等があった場合は、親切・丁寧・正直に対応するよう、さわやか行政サービスの取り組み、会議の報告等を通じて周知し、直接の来訪はもとより、電話の応答の場合においても、同様に対応することを徹底している。</p> <p>国民からの苦情・要請等については、内容を整理し、記録に留めるとともに、所掌以外の事項は、関係課等へ対応の要請(依頼)を行っている。内部告発を受けた場合の対応については、外部からの公益通報窓口を設けているとともに、職員からの公益通報は、当課が窓口になって対応することとなっている。</p>
		②国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	③国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
		④苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		⑤そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		⑥対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	-	
基本的な視点(つづき)	政策の目的・効果に関する説明	⑦国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	<p>多様な国民各層から、直接に人事関係業務に関する意見等を受け付けたものはないが、内部的な検討において国民目線を意識し、人事関係業務の改善や効率化に資すると思われる意見等については、事務所として本省関係部局へ伝えている。</p>
		⑧政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		⑨国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		⑩政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		⑪そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		⑫ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	-	
		⑬説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
基本的な視点(つづき)	業の振興と消費者の利益	⑭部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	<p>部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算等はないが、倫理の面において、利害関係者(利害関係のある団体)等との関係について国民から疑惑を招くようなことのないよう、適正な届出を提出した上で対応するよう指導を行っている。</p>
		⑮業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		⑯現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	-	

2.食の安全業務についての点検

項目		対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	①部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○ MA米等の販売・流通に係る適正流通の確保に向けた検査マニュアルに基づく立会業務への応援、牛トレーサビリティ立入検査への応援については、「併任」発令関係(部門間の応援体制の整備)業務を行っている。また、食品の安全確保に関する一斉研修等を担当部局の協力の下実施しており、食の安全に関連している。
	業務の見直し	②BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○ BSE問題の発生以降、本省からの指示等に基づき研修等を実施している。また、外部からの連絡に対しては、内容を記録に留める対応を行っている。内部管理業務ではあるが、研修等を通じ、国民の健康を守る事が何より重要であるという意識の共有は図られている。
		③見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	×
		④部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか(産業振興サイドに偏っていないといえるか)。	○
		⑤部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生への未然防止の観点から行われていると言えるか(問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか)。	○
食の安全業務についての点検(つづき)	業務の見直し(つづき)	⑥その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか(根拠のない判断をしていないか)。	— 耕作地、水利、肥料、生育環境、収穫後の適正流通、販売・保存まで一環し、安全である食料を提供することが、食の安全の確保と考えるが、直接的に食の安全に対する業務を行う部署ではないため、食の安全に関係ある場合、必要に応じ人事異動の企画を行う等担当部署と業務的な連携をもって対応している。
		⑦フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—
		⑧その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか(根拠のない判断をしていないか)。	—
		⑨他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×
		⑩おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	○
	⑪第三者(マスコミ、消費者、他省庁等)から、点検対象とした食の安全業務と他の部署(省内、省外を問わず)が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×	
影響可能性の確認	⑫食の安全に関する業務でないと言われているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	○	食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務はない。

※対応欄には、「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」、該当がない場合は「—」を付す。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	